

第9回トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議資料

—トラックの荷役作業における労働災害の現状と対策について—



平成27年2月9日
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

業種別労働災害の推移

	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	死傷(人)	死亡(人)								
製造業	27,995	185	28,643	211	28,457	182	28,291	199	27,077	201
鉱業	231	9	218	5	216	11	197	6	239	8
建設業	16,268	367	16,143	363	16,773	342	17,073	367	17,189	342
陸上貨物運送事業	13,233	123	13,815	148	13,820	129	13,834	134	14,190	107
港湾荷役業	307	11	353	5	363	10	344	5	296	6
林業	2,306	43	2,363	59	2,219	38	1,897	37	1,723	39
その他	53,812	332	55,198	389	56,110	312	57,940	345	57,443	327
合計	114,152	1,070	116,733	1,180	117,958	1,024	119,576	1,093	118,157	1,030

※ 出典:労働者死傷病報告

※ 平成23年については、東日本大震災を直接の原因とする死傷者・死亡者を除いた数。

- 労働災害は、平成22年～24年にかけて3年連続で増加
- 業種別に見て、4年連続で増加したのは、陸上貨物運送事業



第12次労働災害防止計画

(計画期間:平成25年度～29年度)

(計画の主な内容)

全体目標

- 死亡災害、死傷災害ともに、平成24年比で平成29年までに15%以上削減
- 災害件数の多い
 - ・陸上貨物運送事業の荷役作業(死傷災害10%以上削減)
 - ・第三次産業の安全対策に重点的な取組を実施 等

○ 荷役作業の特徴

- ① 貨物自動車の運転者が行う荷役作業の多くは、荷主先等で実施。
→ 所属する陸上貨物運送事業者による直接的な管理監督を離れて作業を実施。
- ② 荷主先等が提供する荷の積み卸し場所の施設・設備等を使って作業を実施。

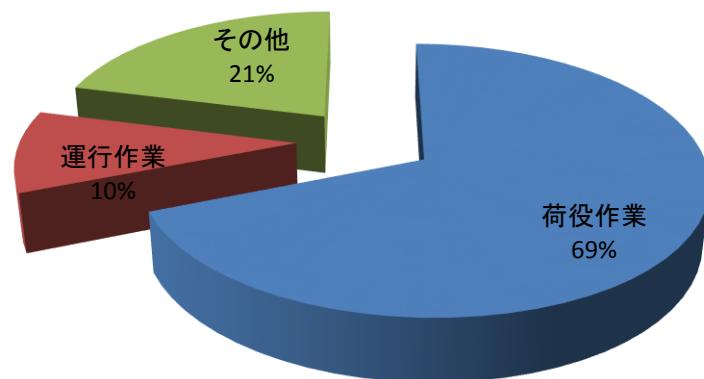
○ 労働災害の実態

- ① 貨物自動車運転者の労働災害は、7割が荷役作業で発生。交通事故は1割弱。
- ② 労働災害発生場所は、荷主先等の倉庫などが4割。
- ③ 事故の型は、荷台や荷の上からの墜落・転落が最も多く、全体の3割。
※ その他、挟まれ・巻き込まれ(フォークリフトに接触等)約12%、転倒14%、動作の反動(腰痛)14%。

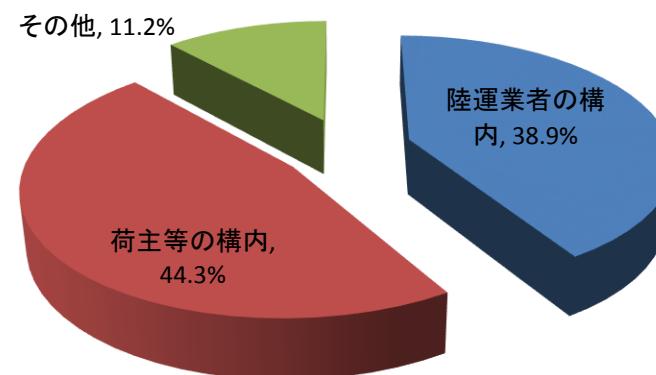
○ 荷役作業の安全化に向けて

荷役作業の安全化のための施設・設備の改善には、荷主先等の協力が不可欠。

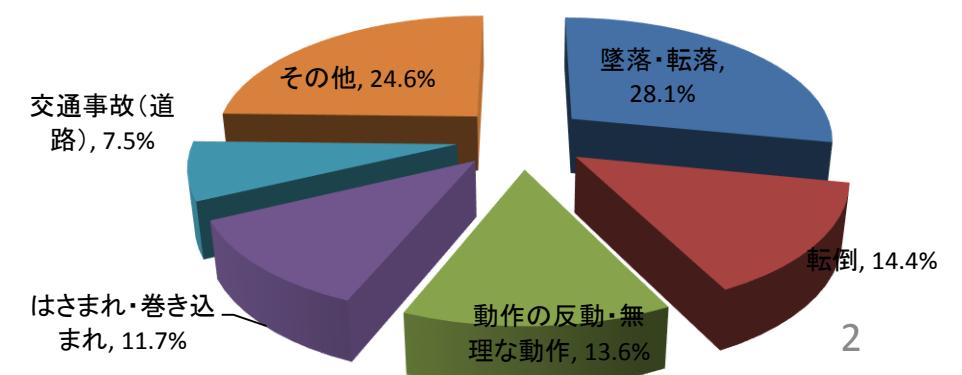
【図1: 作業種類別労働災害発生状況】



【図2: 労働災害発生場所の内訳】



【図3: 事故の型別労働災害発生状況】



3 平成26年8月「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」の取組状況

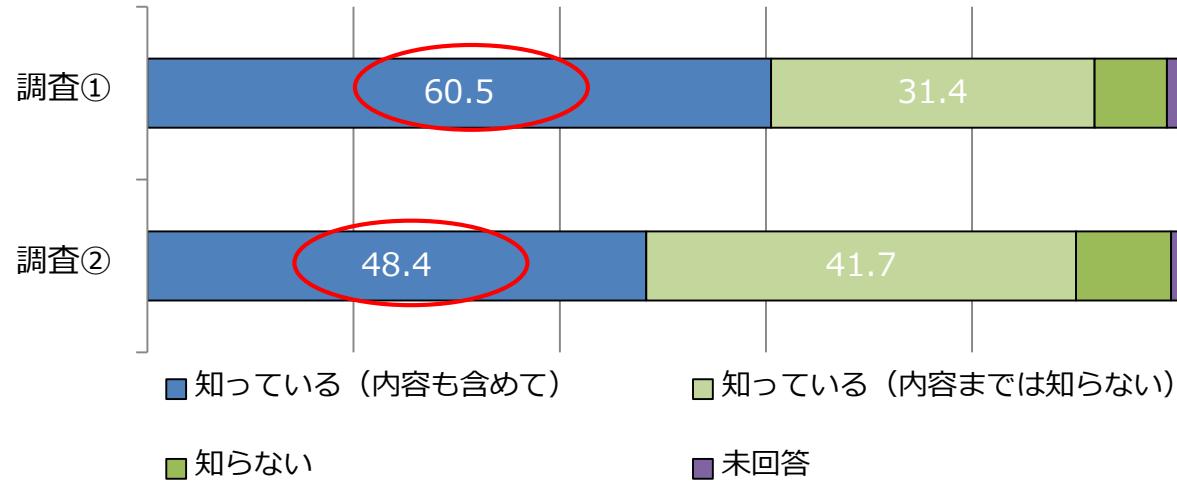
【平成26年労働災害発生状況】

		上半期	⇒	12月末日速報	主な取組み
全産業	死亡	437人 (+71人 19.4%増)	⇒	969人 (+14人 1.5%増)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業界全体への安全衛生活動の総点検の要請(263団体に文書要請、うち35団体には直接訪問) ・労働局、監督署の指導(労働局長等による直接要請等)
	死傷	47,288人 (+1,625人 3.6%増)	⇒	106,673人 (+927人 0.9%増)	
陸上貨物 運送事業	死亡	55人 (+21人 61.8%増)	⇒	120人 (+27人 29.0%増)	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックからの「墜落」災害防止 ・荷役作業の安全対策ガイドラインの周知啓発(自主点検の実施)
	死傷	5,889人 (+285人 5.1%増)	⇒	12,834人 (△38人 0.3%減)	

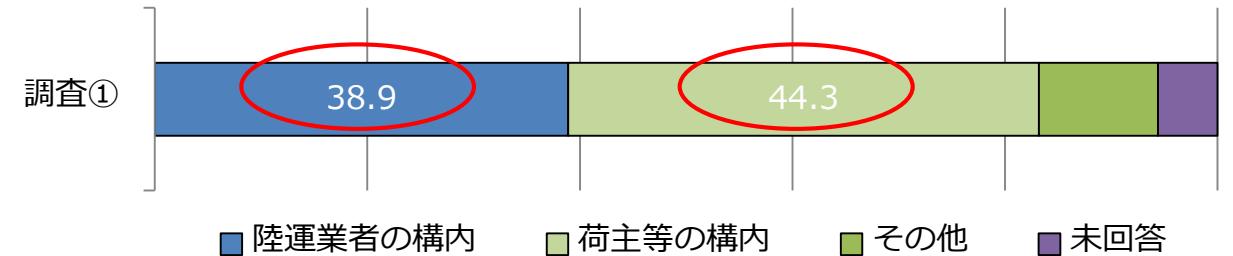
出典:死亡災害報告、労働者死傷病報告
 注意:「死傷」は、休業4日以上之死傷災害を指す。増減は対平成25年同月比

4 陸上貨物運送事業における荷役作業に係る労働災害防止のための自主点検結果概要

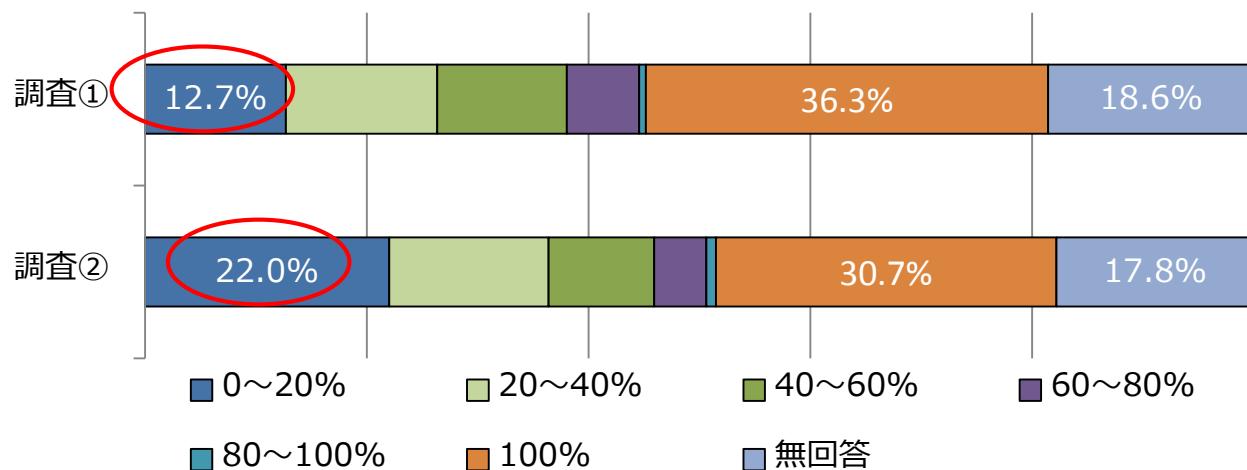
1 荷役ガイドラインの認知率が低い。



2 災害発生場所は、陸運業者の構内、荷主等の構内がそれぞれ約4割。さらに荷主等は発荷主が54.3%を占める。



3 反復・定例的に荷の運搬を請け負っている荷主の全てと協議の場を設けている陸運業者が3割いる一方で、2割を下回る荷主としか協議の場を設けていない陸運業者が調査①で12.7%、調査②で22.0%を占めている。



調査①：平成25年10月から平成26年3月までの間に、死傷災害（交通労働災害を除く。）を発生させた陸上貨物運送事業の事業場であって、事業場規模50人以上の事業場への調査
 調査②：上記調査①を除く、全日本トラック協会会員及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会の会員への調査

5 荷役作業の安全対策ガイドラインについて(その1)

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号)の概要

陸上貨物運送事業者の実施事項	荷主等の実施事項
<p>1 安全管理体制面の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役災害防止の担当者の指名 ・荷役作業の防止の安全衛生方針を表明等 ・荷役作業に係るリスクアセスメントの実施 ・安全委員会等における調査審議 ・反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等との安全衛生協議組織の設置 等 	<p>1 安全管理体制面の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役災害防止の担当者の指名 ・陸運業者が行う荷役災害の防止について、荷主等の事業場の安全衛生方針に盛り込む 等 ・陸運事業者が行う荷役作業の安全対策について、荷主等の事業場の安全委員会等で調査審議 ・反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者との安全衛生協議組織の設置 等
<p>2 荷役作業における労働災害防止措置の明確化と実施</p> <p>(1) 基本的な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷主先等での荷役作業の有無を事前に確認 等 <p>(2) 墜落・転落対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場所確認、後ずさり作業の禁止、昇降装置の使用 等 <p>(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の確認、進行方向確認徹底、安全通路の歩行 ・ロールボックスパレットの安全な取扱 等 <p>(4) 転倒対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台車の使用の促進、耐滑性安全靴の使用 等 <p>(5) 動作の反動、無理な動作対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰痛指針(平成6年9月6日付け基発第547号)の実施 ・人力荷役から機械・道具を使った荷役への作業改善 等 <p>(6) その他の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷室扉開閉時の荷崩れ防止、パレットの破損状況の確認 等 	<p>2 荷役作業における労働災害防止措置の明確化と実施</p> <p>(1) 基本的な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知 ・安全な作業手順の省略につながる厳しい着荷時刻としない ・荷役作業場所の改善 等 <p>(2) 墜落・転落対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墜落防止設備をできるだけ設置 等 <p>(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役運搬機械使用のルール(制限速度、通路等)を定めて掲示 等 <p>(4) 転倒対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸の改善 等 <p>(5) 動作の反動、無理な動作対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人力荷役から機械・道具を使った荷役への作業改善 ・労働者の負担を減らす荷姿、荷の重量等に改善 等 <p>(6) その他の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パレットの破損状況の確認 等

5 荷役作業の安全対策ガイドラインについて(その2)

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号)の概要

陸上貨物運送事業者の実施事項	荷主等の実施事項
<p>3 安全衛生教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施 等 	<p>3 安全衛生教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>運送業務を発注する担当者への「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号)」の周知</u> 等 ※ 貨物自動車の運転者は、拘束時間、運転時間の上限が定められていることを荷主等の担当者に周知。
<p>4 陸運事業者と荷主等との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担を明確化 ・荷主先等での荷役作業の有無の事前確認(再掲) ・反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等との安全衛生協議組織の設置(再掲) 等 	<p>4 陸運事業者と荷主等との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担を明確化</u> ・<u>配送先における荷卸しの役割分担の明確化</u> ・荷役作業の有無、有の場合の荷や使用する荷役運搬機械等の情報を陸運事業者に通知(再掲) ・反復定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者との安全衛生協議組織の設置。(再掲)
<p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車の運転者に荷役作業を行わせる場合は、休憩時間を考慮した運行計画を策定 ・陸運事業者が他の陸運事業者に業務を請け負わせる場合は、安全衛生協議組織の設置、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業者が行う安全衛生教育への支援・指導を実施 等 	<p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車の運転者に荷役作業を行わせる場合は、休憩時間を考慮して着荷時刻を弾力化。

荷台高さ調整用の「後輪載せ台」
(車両の種類によっても対応可能)



死角部分へのミラーの設置
(ミラーの設置で死角方面からの接近が見える)



検査用プラットフォームの設置
(トラックの荷台、あおりで行っていた製品出荷前検査をプラットフォーム上で行い、荷台からの墜落・転落災害を防止)



安全帯取り
付け設備
の設置
(作業性が
損なわれ
ない)

